

# らちもんだい 拉致問題

いっこう はや らちもんだい かいけつ む  
~一刻も早い拉致問題の解決に向けて~



## 1 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」について

### 「拉致問題」とは？

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いが持たれています。日本政府は、これまでに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、さらにこの他にも拉致の可能性を排除できないケースがあります。

平成14(2002)年9月に北朝鮮当局が日本人拉致を初めて認め、同年10月に5人の拉致被害者が帰国しましたが、その他の被害者については、いまだ北朝鮮当局から安否に関する納得のいく説明はありません。残された被害者たちは、今、なお全ての自由を奪われ、北朝鮮当局に捕らわれたままの状態で、救出を待っています。

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関する重大な問題であり、北朝鮮当局に残されている全ての拉致被害者の安全を確保し、速やかに日本に連れ戻さなくてはなりません。

(政府 拉致問題対策本部発行「北朝鮮による日本人拉致問題」及び「すべての拉致被害者の帰国を目指して」に基づき作成)



## 2 拉致は重大な人権侵害

人身の自由、居住の自由など、幸福に生きる権利を奪い取ってしまう「拉致」が極めて重大な人権侵害であることは言うまでもありません。

拉致被害者を人権侵害の状態から救出し、一刻も早い全員の帰国を実現することが必要です。平成18(2006)年6月に施行された「**拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律**」では、地方公共団体の責務として、「国と連携しつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。」と定めています。

「北朝鮮当局による拉致被害者の生存と救出を信じている」意思表示であるブルーリボン

### 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」はいつ？

毎年12月10日～16日です。この週間の趣旨に沿って、全国で拉致問題への関心と認識を深める事業が実施されています。

### 問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室（人権・同和・平和担当）

TEL 044-200-2688 FAX 044-200-3914



## 3 川崎市の取組について

### 川崎市では、どんな取組をしているの？

川崎市には、拉致被害者の横田めぐみさんの御家族がお住まいです。全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現に向けて、市民の方々に拉致問題について理解を深め、関心を持ち続けてもらうため、さまざまな取組を進めています。

#### Kawasaki Youth Meeting

拉致被害者家族による講演会を中学校で実施しています。



#### 市内巡回写真展

公共施設や商業施設等と協力して横田めぐみさんの写真展を開催しています。



#### 市民団体・他自治体との連携

御家族と同じマンションに住む住民有志が設立した支援団体「あさがおの会」の協力により、啓発物の製作などを行っています。



#### ライトアップ

北朝鮮拉致被害者救出に向けたブルーリボン運動の啓発のため12月に本庁舎で実施しています。



#### 拉致被害者家族支援「横田めぐみさん」コーナー

平成21(2009)年10月から川崎市平和館に常設の展示・映像コーナーを設置しています。

展示コーナー：写真パネル、関連書籍など  
映像コーナー：アニメ「めぐみ」など



場所：川崎市平和館2階  
電話：044-433-0171

開館時間：午前9時～午後5時  
※入館料無料

休館日：毎週月曜日（祝日の場合はその直後の平日）毎月第3火曜日、年末年始



●JR南武線・横須賀線、東急東横線・目黒線  
「武蔵小杉駅」徒歩10分

●東急東横線・目黒線「元住吉駅」徒歩10分  
※駐車場が狭いため、お車での来場はご遠慮ください。

# 性的マイノリティの人権 ～さまざまな市民の権利の尊重と差別の撤廃～



## 1 「性的マイノリティ」について

### 性にはいろいろな形があります

性的マイノリティとは、異性以外が恋愛対象になる人や、体の性別と自覚する性別（心の性）が一致しない人などのことで、LGBT等の方々の総称です。LGBTの「L」はレズビアン（女性同性愛者）、「G」はゲイ（男性同性愛者）、「B」はバイセクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダー（体と心の性が一致しない人）です。

下の図は、性のあり方について、「カラダの性」、「ココロの性」、「スキになる性」を基準として、「両性」を含めて27通りに整理したもので、例えば1番は「レズビアン（女性同性愛者）」、14番は「ゲイ（男性同性愛者）」と位置付けられています。

ただし、これは一つの例示であって、更に細かく分類されることもあり、性のあり方はとても多様なものです。

また、性的マイノリティの方々は、マイノリティ（=少数派）であるが故に、次のような生きづらさを抱えており、状況によっては当事者を自殺に追い込みかねないほどの深刻な課題となっています。

●性的マイノリティであること周囲に知られることで、職場・学校・地域などの社会生活において、偏見や差別、ハラスメントに遭ってしまう。

●性的マイノリティであることを明らかにしていないにもかかわらず、自分の意志に反して勝手に暴露（アウティング）されることがある。

何より大切なことは、多様な性があることを認識し、一人ひとりの性のあり方を尊重していくことです。



カラダの性	ココロの性	スキになる性
♀ 典型的女性	♀	1 2 3 4 5 6 7 8 9
	♂	10 11 12 13 14 15 16 17 18
	♀	19 20 21 22 23 24 25 26 27
♂ 典型的男性	♀	1 2 3 4 5 6 7 8 9
	♂	10 11 12 13 14 15 16 17 18
	♀	19 20 21 22 23 24 25 26 27

出所：杉山文野『ダブルハッピネス』講談社、p.239

- ①カラダの性…生物学的な性別
- ②ココロの性…自分の心が認識している性別（性自認）
- ③スキになる性…恋愛対象の性別（性的指向）

### 問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室（人権・同和・平和担当）

TEL 044-200-2316 FAX 044-200-3914



## 2 川崎市の取組について

### 川崎市では、どんな取組をしているの？

平成16（2004）年、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、18歳以上で性別適合手術を受けられるなど、一定の条件を満たす場合に戸籍上の性別を変更することができるようになりました。川崎市では、平成22（2010）年に性同一性障害に関する相談窓口を日本の自治体で初めて設置しました。

平成27（2015）年には川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に「性的マイノリティの人々の人権」を分野別施策の一つとして新たに位置付けるとともに、府内連絡調整組織に「性的マイノリティ専門部会」を設置し、相談への対応等についての情報共有や、当事者の方々や関係団体とのヒアリング、人権意識の普及を目的とした講演会等を行っています。

性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に当たっては、当事者の生活上の壁を取り除く取組が重要であるとの認識の下、当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを川崎市が受け止めることとし、その宣誓の事実を公的に認める「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を令和2（2020）年7月1日に創設し、その運用を開始しました。

また、同年12月からは、都市間連携として、川崎市と相模原市の間で住所を移動する場合の手続を簡素化する取組を開始しました。



### ご相談はこちらへ

#### 「性的指向」や「性自認」についてお悩みの方へ

からだの性とこころの性が一致しないこと、同性愛などに戸惑い、悩んでいる方、また、自分の家族など身近な人のことで戸惑い、悩んでいる方へ、相談窓口をご案内しています。一人で悩まず、まずはお話ししてみませんか。次に記載した相談窓口は、「かながわSOGI派遣相談」を除き、いずれも専用の相談機関ではありませんが、お話を伺います。

【学齢期の子どもを対象とした「からだとこころの悩み」についての相談】

#### 児童相談所

南部児童相談所（川崎区・幸区・中原区在住の方） 044-542-1234  
中部児童相談所（高津区・宮前区在住の方） 044-877-8111  
北部児童相談所（多摩区・麻生区在住の方） 044-931-4300  
いずれも 月～金 8:30～17:00（祝日・年末年始除く）

#### 教育委員会

教育相談センター（溝口相談室） 044-844-3700 月～金 9:00～16:30（祝日・年末年始除く）  
教育相談センター（塚越相談室） 044-541-3633 年末年始を除く毎日 9:00～18:00  
教育相談室 044-200-3288・3289 月～金 9:30～17:00（祝日・年末年始除く）

【概ね16歳以上を対象とした性別不合\*に関する精神保健相談】

総合リハビリテーション推進センター こころの健康課 044-201-3242  
月～金8:30～12:00、13:00～17:00祝日・年末年始除く

\*性別不合  
2022年に発行したWHOの国際疾病分類の改訂版「ICD-11」では、性同一性障害は精神疾患の分類から外れ、新たな表記として「性別不合」があげられています。

#### 【こころの健康や精神保健福祉に関する相談】

こころの電話相談 044-246-6742 毎日 9:00～21:00 年末年始（12/29～1/3）は9:00～17:00

【性的マイノリティ派遣型個別専門相談】

かながわSOGI派遣相談 SOGI（性的指向と性自認）に関する相談を、臨床心理士など専門相談員がご相談者のもとに伺ってお受けします（無料）。  
申込方法 電話 045-210-3637 （神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室人権・同和グループ直通）

#### 【人権に関する相談】

かわさき人権相談 044-200-2359（詳細は表紙裏参照）

横浜地方法務局川崎支局 044-244-4166（詳細はP.45参照）

# じ さ つ 自殺をめぐる問題

だれ じ さ つ お こ しゃかい じ つけん む  
～誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて～



## 1 自殺と人権侵害

### 自殺について正しく知ること

自殺はその多くが、複数の要因が重なって追い込まれた結果であると言われています。「自殺するのはこころの弱い人」「身勝手な行動」といった自殺への誤った認識は、「死」しかないと追い詰められた気持ちになっている人をさらに追い詰めたり、亡くなってしまった人の身近な人や遺族等が、身近な人・大切な人を亡くしたつらさに加えて、打ち明けられない苦しみを負ってしまうことにつながりかねません。

自殺は何ごともなかつた人にある日突然起るのではなく、生きていく上でさまざまに困難に加え、サポートを得られない中で、つらさや孤立感、反対に周囲へ負担をかけている感覚が増していく中で起こります。自殺以外の解決手段がないと思ったり、この世にいない方がよいとの考えが強まったりするなど、考え方の視野が狭くなってしまうことがあります。この状態はうつ状態、うつ病などによって起こることもあり、うつ状態やうつ病もある日突然そのようになるわけではありません。

### 身近な人の変化に気づく

相談して迷惑をかけたくない、あるいは調子を崩したり悩みを抱えることが恥ずかしいなどの思いから、困りごとや悩み、不調を隠してしまうこともあります。ある人は家族に心配をかけまいと、何とかいつもどおりに出勤しているかもしれません。ある人は「ダメな人」と思われるのではないかと上司に打ち明けられずにいるかもしれません。悩みを打ち明けるには勇気や気力が必要だったり、深刻になるほど打ち明けにくくなることもあります。

例えば、家族だけで、あるいは勤め先の上司だけで、困りごとや不調、死を考える程のつらい気持ちに気づくことは難しいかもしれません。人によって、人間関係や状況によって、相談できたりできなかったり、なんとか隠せたり、逆に隠し切れなかったりします。

身近な人の変化に、「いつもと違うかな?」と気づいたら、「どうしたの?」など声を掛けてみてください。何でもないかもしれませんし、大したことではないかもしれません、その声を掛け合う関係が、本当に困った時の力になります。困りごとや不調に早めに気づいて声をかけること、周囲の人がサポートすることが大切です。

### 問合せ先

健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター

TEL 044-200-3197 FAX 044-200-3974



## 2 川崎市の取組について

違いや多様性を認め、排除せずお互いを活かし合う人権尊重の理念が、相談しやすい環境、困った時に助け合える関係性に、そして、自殺について正しく知ることにより、誰もが自殺に追い込まれない社会づくりにつながります。

川崎市では、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づき、自殺対策を総合的に推進するための「川崎市自殺対策総合推進計画」を定め、自殺についての正しい認識を伝える広報事業、身近な人が悩みや困りごとを抱えた時の対応に関する講演や研修(ゲートキーパー講座)、困りごとを抱えた人やその相談に乗った人も相談できる窓口の設置、各種相談窓口の連携、相談や支援に当たる人材の養成などを行っています。



### 川崎市自殺対策推進キャラクター 「うさっぴー」

自殺を防ぐゲートキーパー（ゴールキーパー）です。  
うさぎの大きな耳で、悩みをよく聴きます。  
こころ（ハート）を受け止めます。  
みんなの幸せ（happy）を考えています。



### ご相談はこちらへ

#### ~ひとりで悩まないで、いっしょに考えよう~

##### ■ 川崎市こころの電話相談

匿名で相談できます。  
身近な人のことについても相談できます。

**044-246-6742**

毎日 9:00 ~ 21:00

\*年末年始（12月29日～1月3日）は 9:00 ~ 17:00

##### ■ 川崎いのちの電話

思い悩んだとき、困ったとき、  
あなたの話に耳を澄まします。

**044-733-4343**

365日 24時間

##### ■ 自殺予防いのちの電話

**0120-783-556**

毎日16時～21時

\*フリーダイヤル、無料です。

#### ~身近な人を自死で亡くした方へ~

##### ■ ほっとライン（相談用電話）

身近な人を亡くして感じる気持ちを誰にも話すことができず、  
辛い思いをされることはありませんか？匿名で相談できます。

**044-966-9951**

毎月第2、4木曜日 12:00 ~ 16:00

##### ■ かわさき こもれびの会（自死遺族の集い）

2か月に1回（原則 奇数月第1木曜日）開催  
開催日、会場はお問い合わせください。

**044-201-3242**

\*亡くなった方々や遺族等身近な人の心情に配慮し、  
ここでは、遺族等身近な人に関連する表現について  
「自殺」ではなく「自死」という言葉を用いています。

こ ゆ う れ き し ぶん か も ひと びと じん けん  
**固有の歴史・文化を持つ人々の人権**  
 ~さまざまな市民の権利の尊重と差別の撤廃~



## 1 アイヌの人々について

### アイヌの人々はどんな差別を受けてきたの？

アイヌの人々は、北海道を中心とする地域に住む先住民族で、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を育んできました。

しかし、近世以降の同化政策によって、土地を奪われ、狩猟やアイヌ語の使用が禁止されたため、アイヌの人々は独自の文化や生活基盤を失ってきました。

### 今も差別を受けているの？

日本国憲法では、国民は法の下に平等であって差別されないとされていますが、アイヌ民族であることだけを理由に、就職時に不採用とされる、結婚に反対されるといった差別や偏見が依然として存在しています。



## 2 知っていますか？ 川崎と沖縄のつながり

### 川崎の沖縄芸能のルーツは？

川崎の沖縄芸能は、長い歴史を持っています。大正3(1914)年に、今の川崎区富士見1丁目に富士瓦斯紡績株式会社川崎工場が操業開始しました。働き手として若い女性を全国から募集したところ、その中で最も多かったのが沖縄から来た人たちでした。その後、沖縄から彼女たちの親類縁者が川崎に移り住み、故郷をしのぶ沖縄芸能がしばしば行われたのが、川崎における沖縄芸能のルーツとなっています。

戦後、川崎市は、占領下の沖縄では伝統文化の保存継承が困難であると考え、川崎の沖縄芸能の保存継承を神奈川県に働きかけ、県は昭和29(1954)年、川崎の沖縄芸能を県の無形文化財（※）に指定しました。川崎の沖縄芸能はその後も人々に引き継がれ、現在に至るまで盛んに公演が行われており、多くの人々に親しまれています。

※神奈川県文化財保護条例の改正に伴い、昭和51(1976)年には県指定無形民俗文化財となっている。

### 問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室（人権・同和・平和担当）

TEL 044-200-2316 FAX 044-200-3914



## 3 川崎市の取組について

### 川崎市では、どんな取組をしているの？

アイヌ民族の伝統文化を復活させ、民族としての誇りを取り戻すため、国では、明治32(1899)年に公布された「北海道旧土人保護法」を廃止するとともに、「**アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律**」が平成9(1997)年に施行されました。その後、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受け、「**アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議**」を国会で採択しました。国が設置した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書では、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき責任があるとしています。

また、アイヌ民族の文化を振興、啓発する施策によって、アイヌが誇りを持って生活し、和人（アイヌ以外の日本人）と共生する社会の実現を目指す「**アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律**」が平成31(2019)年に施行されました。

川崎市では、さまざまな固有の歴史・文化・伝統等を持つ人の権利を保障し、尊厳と理解を深めるための取組を行っています。

また、平成8(1996)年に、川崎市は沖縄県那覇市と友好都市となり、さまざまな交流事業を行ってきました。



川崎市市民ミュージアム  
企画展「アイヌ工芸品展」

民族資料や現代作家の作品を  
展示し、アイヌ文化の伝統と  
現代を紹介  
(平成22(2010)年開催)  
「アットウシ」  
一般財団法人アイヌ民族博物館蔵

### アイヌ文化について 知りたいときは…

#### ◎アイヌ文化交流センター

（公益財団法人アイヌ民族文化財団が運営）

【所在地】東京都台東区元浅草3丁目7番1号  
住友不動産上野御徒町ビル3階

【開館時間】10:00～18:00

【休館日】日、月(国民の祝日・休日に当る日を除く)、  
国民の祝日・休日の翌日、年末年始

\*首都圏に居住するアイヌの人々の交流活動や  
アイヌ文化の伝承活動などを支援。アイヌ関  
係図書の閲覧や映像・音声資料の視聴ができ、  
アイヌ文化公開講座を開催

### 沖縄の文化について 知りたいときは…

#### ◎川崎沖縄県人会館

044-233-8584

【所在地】川崎区中島2-3-3  
(JR川崎駅からバス「中島交番前」)

【開館時間】電話にてお問い合わせください。

\*川崎での沖縄芸能文化伝承の拠点。川崎沖縄  
県人会の事務局が置かれ、沖縄の伝統舞蹈や  
音楽の講座を開催しているほか、充実した沖  
縄関連の歴史資料が揃う。

\*県人会館には常駐者はおりません。  
電話がつながらない場合は、メールでご連絡  
ください。  
kenjinkaiokinawa@gmail.com



ご相談はこちらへ

■ 横浜地方法務局川崎支局 044-244-4166 (詳細はP.45参照)

# はんざいひがいしゃじんけん 犯罪被害者の人権

しみんけんりそんちょうさべつてっぱい  
～さまざまな市民の権利の尊重と差別の撤廃～



## 犯罪被害者の人権について

### 「犯罪被害者」とは？

犯罪被害者とは「犯罪の被害に遭われた方」をいいますが、「犯罪被害者等基本法」では、犯罪被害者の家族又は遺族も含め「犯罪被害者等」と定めています。

### 犯罪被害者やその家族の方々が置かれている現状は？

ある日突然犯罪に巻き込まれ、尊い命を落とし、心や体に傷を負い、あるいは最愛の家族を失うだけでなく、周囲の心ない対応による精神的被害など、さまざまな問題に直面しています。

### 川崎市では、どんな取組をしているの？

「川崎市犯罪被害者等支援条例」を制定し、情報の提供及び助言等を総合的に行うために「犯罪被害者等支援相談窓口」に専門の相談員を配置するとともに、県や警察等関係機関と連携を図りながら、犯罪被害者等に特化した支援を行っています。



## ご相談はこちらへ

### ■市民文化局 地域安全推進課

犯罪被害者等支援相談窓口

**044-200-2305**

FAX 044-200-3869

電話相談 月～金 9:00～17:00

(祝日・年末年始除く)

面接相談(予約制) 月～金 9:00～17:00

(祝日・年末年始除く)

### ■横浜地方法務局川崎支局

常設相談所(電話・面接相談)

**044-244-4166**

インターネットによる相談もあります。

(詳細は P.45 参照)

### ■かながわ犯罪被害者サポートステーション

相談専用電話 **045-311-4727**

所在地 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター14階

電話相談 月～土 9:00～17:00

(祝休日・年末年始かながわ県民センターの休館日を除く)

面接相談(予約制) 月～土 9:00～17:00

(祝休日・年末年始かながわ県民センターの休館日を除く)

### ■神奈川県弁護士会

犯罪被害者電話相談

**045-211-7724**

火・金 13:00～16:00(祝日・年末年始除く)

### ■かながわ性犯罪・

性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」

#8891(通話料無料)

または **045-322-7379**

性犯罪・性暴力被害に関して、24時間、どなたでも、性別を問わず、匿名で相談できます。

### ■問合せ先

市民文化局 地域安全推進課

TEL 044-200-2284 FAX 044-200-3869

人権・男女共同参画室(人権・同和・平和担当)

TEL 044-200-2316 FAX 044-200-3914

# いんたねつとじんけんしんがい インターネットによる人権侵害

しみんけんりそんちょうさべつてっぱい  
～さまざまな市民の権利の尊重と差別の撤廃～



## インターネットによる人権侵害について

### インターネット上でどんなことが起こっているの？

インターネットは、現在の私たちの生活に有用な情報メディアですが、この環境の中では、自分の名前や顔を知られることなく発言できるため、面と向かっては言えないような悪口を平気で掲示板などに書き込むケースが多く見られます。これらの内容は、だれでも簡単に得ることができるので、すぐに広まってしまいます。事実無根の誹謗中傷、他人に知られたくない事実が書き込まれると、不特定多数の人々の目にさらされて尊厳を傷つけられ、社会的評価をおとしめられるなど、回復困難な重大な損害を被る危険があります。

### インターネットを悪用した人権侵害をなくすために

インターネット上で自分の名誉が毀損され、損害を受けた場合、被害者は、「**プロバイダ責任制限法**」により、プロバイダ等に対し、人権侵害情報の発信者（掲示板等に書き込んだ人）の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を要請したりすることができるようになっています。削除要請しても、プロバイダが応じない、削除する代わりに何らかの要求をしてくるなど、個人で解決できない場合は行政機関の窓口でご相談ください。

また、川崎市教育委員会では、インターネット上のいじめトラブルに関する児童生徒や保護者からの相談に対応する相談窓口を開設しています。



## ご相談はこちらへ

### ■横浜地方法務局川崎支局 常設相談所(電話・面接相談)

**044-244-4166**

インターネットによる相談もあります。(詳細は P.45 参照)

### ■川崎市総合教育センター 川崎市立学校インターネット問題相談窓口

電話相談 **044-844-3638**

月～金 8:30～12:00 12:45～18:00 18:45～20:15(祝日・年末年始除く)

メールによる相談 <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000027223.html>

(メールのお返事は時間がかかることがあります)

### ■問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室(人権・同和・平和担当)

TEL 044-200-2316 FAX 044-200-3914

川崎市総合教育センター 情報・視聴覚センターインターネット問題相談窓口

TEL 044-844-3638 FAX 044-844-3651

災害被害者の人権／人身取引被害者の人権

災害被害者の人権について

災害にあわれた方が安心して生活できるよう取組を進めます

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故により、多くの方々が避難生活を強いられ、さまざまな事情をもつ被災者への支援や配慮などが改めて認識されることになりました。

「川崎市地域防災計画」に基づき、地震や台風などにより災害に遭われた方々が安心して生活できるよう、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した避難所運営や、災害時要援護者への避難支援に取り組むほか、災害の犠牲になる可能性の高い子ども、高齢者、障害者、外国人市民等に対し、自主防災組織、地域住民、企業等、地域の共助により支援していく体制の整備を進めています。

■ 問合せ先

危機管理本部危機対策部 TEL 044-200-1432 FAX 044-200-3972

人身取引被害者の人権について

「人身取引」とは？

他人に売春をさせて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的として、暴力、脅迫、誘拐、詐欺、弱い立場の悪用などの手段を用いて人を採用・運搬・移送するなどの行為をいいます。基本的人権の侵害に当たり、人道的観点からも深刻な問題であり、その撲滅と被害者の保護に向けた対策が求められています。被害者はすぐ近くにいるかもしれません。



ご相談はこちらへ（人身取引被害にあったら・見かけたら）

■ 東京出入国在留管理局横浜支局総務課  
0570-045259

月～金 9:00～16:00  
(祝日・年末年始除く)

\*被害者らしい人を見かけたり、助けを求めてきたら、最寄りの警察署や出入国在留管理局へご連絡ください。

■ 横浜地方法務局川崎支局  
044-244-4166 (詳細はP.45参照)

■ 問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室（男女共同参画担当）  
TEL 044-200-2300 FAX 044-200-3914

刑を終えて出所した人の人権

～さまざまな市民の権利の尊重と差別の撤廃～

刑を終えて出所した人の人権について

刑を終えて出所した人の社会復帰には地域社会の理解と協力が必要不可欠です。

人が罪を犯した場合、法律の定められた刑罰にしたがって一定の刑に服すことになりますが、刑を終えて出所した人はその後社会に復帰します。

しかし、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見は根深いものがあり、就職等に際しての差別の問題のほか、悪意のあるうわさの流布など、社会復帰を妨げる人権侵害が起きています。こうした人の社会復帰を促進し、再犯を防止するためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要不可欠です。

「立ち直り」のために、どんな取組がされているの？

犯罪や非行に陥った人が通常の社会生活を送りながら健全な社会の一員として立ち直るための支援制度として、国とボランティアとが力を合わせて指導・援助する「更生保護制度」があります。

刑を終えて出所した人の立ち直りの支援が、保護観察所などの国の機関をはじめ、保護司、更生保護女性会、BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）、協力雇用主、更生保護施設等の民間協力者によって行われています。

■ BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）って何？

「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちとレクリエーション活動をしたり、悩みの相談に乗ったり、学習支援を行うなど“同じ目の高さ”で接しながら、少年たちが健やかに成長するための支援をする青年ボランティア団体です。

非行をした少年等の「ともだち」となってその自立を支援する「ともだち活動」、「非行防止活動」、「自己研鑽」の3つを柱として実践活動を行っており、約4,500人の会員が活動しています。



ご相談はこちらへ

■ 横浜地方法務局川崎支局 常設相談所（電話・面接相談）

044-244-4166

インターネットによる相談もあります。（詳細はP.45参照）

■ 問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室（人権・同和・平和担当）  
TEL 044-200-2316 FAX 044-200-3914

ひんこん けいざいかく さ かくだい じんけんしんがい  
**貧困と経済格差の拡大による人権侵害**  
 しゃかいけいざいじょうせい へん か じんけんもんだい  
 ~社会経済情勢の変化による人権問題~



貧困と経済格差が広がると、人権侵害につながるの？

厳しい経済情勢の下で、仕事を失う、収入源を奪われて住むところまで失う、働いても最低限度の生活ができる収入すら得られない、いわゆる「ワーキングプア」の状態に陥るなど、生活に困窮している人が急増しています。日本の相対的貧困率は、平成30（2018）年に15.4%となり、6人に1人が貧困層となっています。なお、OECDの所得定義の新基準に基づき算出した「相対的貧困率」は15.7%となっています。

人権は、人間の生命や自由・平等を保障し、私たち一人ひとりの日常生活を根本から支えている大切な権利です。憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を貧困等により奪われることは人権侵害に当たり、対応が急がれます。



ご相談はこちらへ

■ 川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）

失業などの経済的な問題とともに、うつや人間関係がうまくいかないなどの精神的な問題、家賃を滞納しているなど住まいの問題、収支が合わないなど家計の問題、多重債務を抱えているなど法律の問題といったさまざまな課題を抱え生活にお困りの方を支援する、無料の相談窓口です。相談できるのは、川崎市に居住しており、失業などで生活にお困りの方で、生活保護を受けていない方です。

**044-245-5120**

FAX 044-245-0710

月～金 10:00～18:00

（祝日、年末年始を除く）



■ 川崎市母子・父子福祉センター サン・ライヴ

ひとり親家庭等の生活の安定や自立を支援しています。生活・就業相談、情報の提供、生活・就業支援講座や研修のほか、弁護士による法律相談を受け付けています。

**044-733-1166**

FAX 044-733-8934

火、木、土、日 9:00～17:00

水、金 9:00～21:00

（月曜、月曜が祝日の場合の翌日、第2・4日曜、祝日・年末年始除く）

■ 川崎市就学援助制度

お子さんを市立小・中学校などに通学させるのに経済的な理由でお困りの方に、学用品費、給食費、修学旅行費など必要な費用を援助する制度です。

教育委員会事務局総務部学事課

**044-200-3736**

FAX 044-200-3950

■ 問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室（人権・同和・平和担当）

TEL 044-200-2316 FAX 044-200-3914



ご相談はこちらへ

■ 労働相談

社会保険労務士による労働相談

**0120-110-225** ※一部予約制

月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

※詳細は川崎市ホームページをご確認ください。

■ 就職相談

川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」

**0120-95-3087**（予約専用ダイヤル）

月～金 9:00～17:00

**044-811-6088**（利用案内）

月～土 9:00～17:00（火は20:00まで）

（いずれも、12:00～13:00を除く、祝日・年末年始除く）

■ 経済や生活の問題について

神奈川県弁護士会 川崎法律相談センター

**044-223-1149**

月・水・金 9:30～20:00

火・木・日・祝 9:30～17:00

土 13:00～17:00

法テラス川崎

**0570-078309**

※IP電話利用の方は **050-3383-5366**

月～金 9:00～17:00（祝日を除く）

川崎市クレジット・サラ金相談

**044-200-0180**

予約受付 8:00～17:00

■ 生活保護・低所得世帯への貸し付けについて

川崎区役所保護第1課（川崎福祉事務所）

**044-201-3218**

大師地区健康福祉ステーション保護課  
(大師福祉事務所)

**044-271-0154**

田島地区健康福祉ステーション保護課  
(田島福祉事務所)

**044-322-1997**

幸区役所保護第1課（幸福祉事務所）

**044-556-6723**

中原区役所保護課（中原福祉事務所）

**044-744-3184**

高津区役所保護第1課（高津福祉事務所）

**044-861-3375**

宮前区役所保護課（宮前福祉事務所）

**044-856-3241**

多摩区役所保護第1課（多摩福祉事務所）

**044-935-3289**

麻生区役所保護課（麻生福祉事務所）

**044-965-5345**

月～金 8:30～17:00（12:00～13:00・祝日・年末年始除く）

■ 職場や仕事について

神奈川産業保健総合支援センター

**045-410-1160**

月～金 14:00～17:00（祝日除く）

かながわ労働センター川崎支所

**044-833-3141**

月～金 8:30～17:15（12～13時・祝日・年末年始除く）

司法書士総合相談センターかわさき

**044-431-0026**

月～金 13:00～16:00（祝日・年末年始除く）

関東労災病院「勤労者心の電話相談」

**044-434-7556**

月～金 14:00～20:00（祝日除く）

■ 家庭や人間関係について

▶児童虐待の相談・通告について

川崎市児童虐待防止センター

電話・FAX **0120-874-124**

365日 24時間

▶育児の悩み、児童・青少年からの問い合わせ

児童・青少年電話相談

**044-542-1567**

月～金 9:00～20:00（祝日・年末年始除く）

▶ひきこもりについて

ひきこもり相談

川崎市ひきこもり地域支援センター

**044-223-6826**

月・火・水・金・土 10:00～19:00（年末年始除く）

▶女性のための総合相談

（ハロー・ウイメンズ 110番）

（詳細はP.15 参照）

**044-811-8600**

日 12:00～17:00

月～木 10:00～15:00

金 15:00～20:00

（土・祝日・年末年始除く）

▶高齢者の介護について

お住まいの地域の地域包括支援センター

（詳細はP.19 参照）

■ 消費生活相談について

川崎市消費者行政センター相談窓口

**044-200-3030**

月～金 9:00～16:00 土 10:00～16:00（祝日・年末年始除く）

（金曜日は電話相談のみ 19:00まで受付、土曜日は電話相談のみ受付）



# 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(令和元年12月16日条例第35号)

目次  
前文  
第1章 総則(第1条・第2条)  
第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進(第3条～第10条)  
第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進(第11条～第20条)  
第4章 雜則(第21条・第22条)  
第5章 罰則(第23条・第24条)  
附則

前文

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。

(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号。以下「法」という。) 第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

## 第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

(人権施策推進基本計画)

第6条 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権に関する施策の基本理念及び基本目標

(2) 人権に関する基本的施策

(3) その他人権に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(人権教育及び人権啓発)

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第2条に規定する人権教育をいう。)及び人権啓発(同条に規定する人権啓発をいう。)を推進するものとする。

(人権侵害による被害に係る支援)

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るために、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第9条 市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(人権尊重のまちづくり推進協議会)

第10条 第6条第3項に定めるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解雇されるものとする。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(この章の趣旨)

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機(携帯用のものを含む。)を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はピラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

(1) 本邦外出身者(法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。)をその居住する地域から退去させることを煽り、又は告知するもの

(2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽り、又は

告知するもの

(3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

(勧告)

第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動(以下「同一理由差別的言動」という。)を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名

(2) 命令の内容

(3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならぬ。

3 市長は、前項に規定する川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公の施設の利用許可等の基準)

第16条 市長は、公の施設（市が設置するものに限る。以下同じ。）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動（他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。）のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動

(2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないように十分に留意しなければならない。

(差別防止対策等審査会)

第18条 第13条第2項本文、第14条第2項本文、第15条第2項及び前条第4項に定めるもののほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市差別防止対策等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 第10条第4項から第10項までの規定は、審査会について準用する。

(審査会の調査審議手続)

第19条 審査会は、市長又は第17条第4項の規定により調査審議の対象となっているインターネット表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めるここと、適當と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、第13条第2項本文、第14条第2項本文若しくは第15条第2項の規定により調査審議の対象となっている者又は前項のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査を行わせることができる。

(表現の自由等への配慮)

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

## 第4章 雜則

(報告及び質問)

第21条 市長は、第13条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、第12条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第13条第1項の規定による勧告若しくは第14条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 罰則

第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第3項、第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定 令和2年

4月1日

(2) 第12条から第15条まで、第21条及び第5章の規定 令和2年7月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。